一般社団法人 日本医療法人協会 御中

厚生労働省健康·生活衛生局 感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う 請求事務の取扱いについて

平素より、感染症対策等に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)の治療薬及び入院医療費については、特例措置として、一定の自己負担を求めつつ、公費支援を継続してきたところ、今般、この特例措置を本年3月末で終了し、4月からは通常の対応に移行することとしています。その内容については、令和6年3月5日の事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について」により、各都道府県にお知らせしているところです。

公費支援の請求事務については、保険請求 (レセプト請求) の枠組みを用いて 行っているところですが、この特例措置の財源である新型コロナウイルス感染症 緊急包括支援交付金 (以下「交付金」という。) については、令和5年度限りの交 付金であるため、所定の時期に確実に請求事務を行っていただきますよう、周知 方お願い致します。